

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 3 年 7 月 8 日

京都府流域下水道事務所長 岸 田 二 彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター業務委託（管理棟等消防設備保守点検他）
（流 3 洛西第 13 号の 46）
- (2) 契約期間
契約日から令和 4 年 3 月 15 日まで
- (3) 業務を行う場所
洛西浄化センター（長岡京市勝竜寺樋ノ口地内）
- (4) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号(075)954-1877
ファクシミリ番号(075)955-2224
- (2) 入札説明書、仕様書、確認申請書及び対象物件図書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和 3 年 7 月 8 日(木)から令和 3 年 7 月 20 日(火)まで
 - イ 入手方法
原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午から午後 1 時までを除く）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「ビル管理等」－小分類「ビル管理」又は「付帯設備保守点検」
- (3) 4 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
- (4) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和3年7月8日(木)から令和3年7月20日(火)まで

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

(4) 資格審査結果の通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

5 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。ただし、連絡先が記入されていない又は匿名でなされた質問については、回答しない。

(1) 質疑書に要点を簡潔かつ明確に記載し、期日までにファクシミリで2の(1)の場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 受付期間

令和3年7月13日(火) 午後4時まで

(3) 回答については、以下の期日まで京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。
令和3年7月16日(金)

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和3年7月30日(金)午前10時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

- ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(8) 落札者の決定方法

ア 京都流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第9号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(9) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。なお、当初入札において辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

イ 再度入札参加者は、(2)から(8)までの方法により再度入札を行うものとする。

ウ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

7 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 契約書の作成の要否

要する。

12 支払条件

業務完了後、履行の完了を確認した後、業務料を支払うものとする。

13 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。